

国保 国民健康保険と後期高齢者医療

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ新しい保険証などのお知らせです。

■問合せ 医療保険課 ☎20-3024 国民健康保険▶国保係 後期高齢者医療▶長寿医療係

国保 後期高齢

新しい保険証をお届けします

現在使用中の保険証の有効期限は7月31日(水)までです。8月から使用する新しい保険証を7月中に郵送します。
※70歳以上の方は、一部負担割合（医療機関の窓口負担割合）が記載されます。

新しい保険証の有効期限

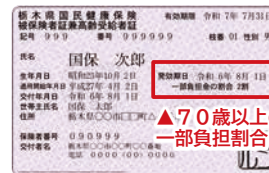
新しい保険証は、保険証の発行が廃止になる令和6年12月2日(月)以降でも内容に変更がなければ有効期限までお使いいただけます。（12月2日以降、現行の保険証は紛失しても発行できません。）

今回は、新しい保険証の送付とともに、被保険者の方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるよう、個人番号の下4桁をお知らせしていますのでご自分のマイナンバー下4桁と一致するか、ご確認ください。保険証として利用登録がされたマイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちであれば、ぜひご利用ください。



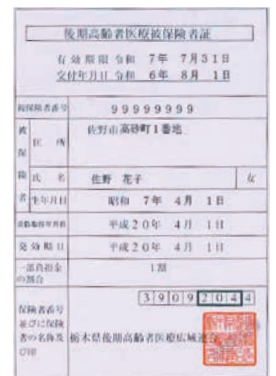
◀マイナ保険証について詳しくはこちら

国民健康保険保険証 ▼



▲70歳以上の方は一部負担割合を記載

後期高齢者医療保険証 ▼



保険証を窓口で受け取りたい方

窓口交付をご希望の世帯には、医療保険課、田沼・葛生行政センターでお渡しします。7月5日(金)までに医療保険課へ電話で申し込み、7月22日(月)以降に本人確認書類を持ってお越しください。

国保 後期高齢

医療費が高額になりそうなとき

「限度額適用認定証」などを医療機関に提示することで、同じ月の同じ医療機関での一部負担金の金額を自己負担限度額までに抑えることができます。自己負担限度額は、世帯の所得に応じて設定されています。「限度額適用認定証」の交付を受けるためには、申請が必要です。

※住民税非課税世帯などは、入院中の食事代が軽減される場合もあります。

※70歳以上の方は、保険証に設定されている自己負担限度額が適用され、申請が不要な場合もあります。

すでに認定証をお持ちの方

▶国民健康保険 7月31日(水)が有効期限です。8月以降も必要な方は、7月12日(金)以降に更新の手続きができます。ただし、保険税を滞納していない世帯の方が対象です。

▶後期高齢者医療 令和5年度に認定証の交付を受けたことがあり、令和6年度も該当する方には、新しい保険証に同封してお送りします。

※マイナ保険証を利用すると、限度額適用認定証がなくても自己負担限度額を超える分の支払いが免除されます。

申請に必要なもの

- 保険証 ○窓口に来る方の本人確認書類
- 委任状（別世帯の代理人が申請する場合のみ）

申請場所

医療保険課（1階）、田沼・葛生行政センター

国保 後期高齢

保険税・保険料額をお知らせします

▶国民健康保険税 市民税課 ☎20-3007

▶後期高齢者保険料 医療保険課 ☎20-3024

国民健康保険税について

納税通知書を7月12日(金)に発送します。第1期の納期限は7月31日(水)です。

保険税には、世帯の所得が一定の金額以下の場合、軽減措置があります。このため、収入のない場合でも世帯主と国民健康保険加入者全員の申告をお願いします。

また、保険税を特別な事情もなく滞納すると、資格証明書などへの切り替えや保険給付が一時差し止めとなる場合がありますので、口座振替などを利用し、納め忘れのないようお願いいたします。口座振替は、納税通知書同封の「口座振替依頼書」を金融機関に提出するほか、一部の銀行を除き市役所でも手続きできます。

税率および課税限度額を改正しました

区分	基礎課税額		後期高齢者支援金等課税額		介護納付金課税額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
所得割	6.0%	5.6%	2.4%	変更なし	2.1%	変更なし
均等割	22,200円	19,800円	8,400円	変更なし	10,800円	変更なし
平等割	15,600円	13,800円	7,200円	変更なし	6,000円	変更なし
課税限度額	650,000円	変更なし	200,000円	220,000円	170,000円	変更なし

後期高齢者医療保険料について

保険料の通知書を普通徴収（納付書または口座振替による納付）の方には7月12日(金)に、特別徴収（年金からの天引き）の方には8月1日(木)に発送します。

保険料の決まり方

$$\text{年間保険料 (最大で80万円)} = \text{均等割額 (45,600円)} + \text{所得割額 (賦課の基となる所得金額} \times 8.84\%)$$

※賦課の基となる所得金額：総所得金額などから基礎控除額を差し引いた額

※令和6年度は、制度改正に伴う保険料の増加を抑える激変緩和措置があります。

国保 後期高齢

けんしん（特定健診、歯科検診、がん検診など）について

対象の方は、けんしんスタートブックに受診券が掲載されています。今年から肺・大腸がん検診の費用が無料になりました。年に1度ぜひ受診しましょう。

各種制度の詳細は、通知書同封のチラシなどをご覧ください。
また、市のホームページでも詳細を記載しております。



▲国民健康保険



▲後期高齢者医療

